

【韓国】ドローン活用の促進及び基盤整備に関する法律の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2019 年 4 月 30 日、ドローン産業発展のための基盤整備に係る「ドローン活用の促進及び基盤造成に関する法律」が公布された（2020 年 5 月 1 日施行）。

1 背景と経緯

ドローン産業は、現在、韓国で第 4 次産業革命推進の一翼を担う新産業の 1 つに位置付けられており、文在寅（ムン・ジェイン）政権も、ドローン産業の振興に積極的に取り組む方針を掲げている。2017 年 12 月 22 日には、国土交通部（部は日本の省に相当）を始めとする関係省庁により取りまとめられた政府の「ドローン産業発展基本計画」が公表され、向こう 10 年（2017 年～2026 年）のドローン産業振興政策の基本方針が示されるとともに、韓国におけるドローン産業の市場規模を、2026 年までに 4 兆 4 千億ウォン¹（2016 年は 704 億ウォン）に拡大させることが目標として掲げられた²。

他方、国会においても、2017 年 8 月 9 日にドローンの夜間・目視外飛行を認める等の商業利用の促進に係る航空安全法及び航空事業法の改正が行われた³。さらに、前述の政府のドローン産業振興政策を円滑に進めるための新法制定の準備も進められ、2018 年 6 月 28 日、野党民主平和党の鄭東泳（チョン・ドンヨン）議員を代表者とする 16 人の国会議員により「ドローン産業の育成及び支援に関する法律案」が国会に提出された⁴。同法案は、法案審査の過程で「ドローン活用の促進及び基盤造成に関する法律案」へと題名が変更された後、2019 年 4 月 5 日に本会議で可決、同月 30 日に公布された（2020 年 5 月 1 日施行）。

2 制定法の概要

今回制定された新法⁵は、第 1 章：総則（第 1 条～第 4 条）、第 2 章：政策推進体制（第 5 条～第 8 条）、第 3 章：ドローン産業の育成（第 9 条～第 17 条）、第 4 章：補則（第 18 条～第 24 条）、第 5 章：罰則（第 25 条～第 26 条）及び附則から成る。概要は、次のとおりである。

(1) ドローン等の定義（第 2 条）

これまでドローンは、法律上の定義はなく、航空安全法上の「無人飛行装置」又は「無人航空機」に分類されるものとして取り扱われていたが⁶、新法制定により、操縦者が搭乗しない状態で航行することができる飛行体であって、航空安全法上の無人飛行装置又は無人航空機に該当するものがドローンと定義された。その他、「ドローンシステム」（ドローン、通信システ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 10 月 9 日である。

¹ 1 ウォンは約 0.1 円（令和元年 10 月分報告省令レート）。

² 「국토부, 드론산업 규모 5 년내 20 배 육성위한 종합계획 발표」국토교통부ウェブサイト <http://www.molit.go.kr/USR/NEWS/m_71/dtl.jsp?lcmepage=1&id=95080117>

³ 藤原夏人「【韓国】ドローンの商業利用の促進等に係る法改正」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, pp.22-23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019011_po_02740108.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

⁴ 「[2014063] 드론산업의 육성 및 지원에 관한 법률안(정동영의원 등 16 인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K118P0P6U2P8A1W5B0R1C2C7J5L1H0>

⁵ 「드론 활용의 촉진 및 기반조성에 관한 법률(법률 제 16420 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsSeq=208587&ancYd=20190430&ancNo=16420&efYd=20200501&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

⁶ 藤原 前掲注(3)

ム、地上管制センター、航行管理支援システム等が結合した総体としてのシステム）、「ドローン使用事業者」（ドローンを使用した運送、農薬散布、撮影等を有償で行う事業者）、「ドローン交通管理」（ドローンの飛行に必要な各種の申告・承認等に係る業務支援及びドローンの離陸から着陸までの過程における管理業務）等も定義された。

（2）ドローン産業発展基本計画の策定等（第 5 条）

政府は、大統領令で定める手続により、ドローン産業の育成及び発展に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を 5 年ごとに策定し、実施するとともに、基本計画に基づいて年度別の実施計画を策定しなければならない。基本計画には、ドローン産業育成政策に係る基本的方向性、研究開発支援、制度改善、財源調達案等が含まなければならない。

（3）ドローン産業実態調査（第 6 条）

政府は、ドローン産業関連政策の効果的な策定及び実施のため、毎年、ドローン産業全般に係る実態調査を実施することができる。

（4）ドローン産業協議体の設置及び運営（第 7 条）

政府は、ドローン産業に関連する業務を所管する国家機関及び地方公共団体の公務員、公共機関の役職員、ドローン産業事業者等を構成員とするドローン産業協議体を設置し、運営することができる。

（5）ドローンシステムの研究開発（第 9 条）

政府は、ドローンシステムの技術開発を促進し、基本計画を効率的に推進するため、大統領令で定めるところにより、ドローンシステムに係る研究開発事業その他当該事業に係る必要な支援を行うことができる。

（6）ドローン特別自由化区域及びドローン試験事業区域の指定及び管理（第 10 条～第 11 条）

国土交通部長官（以下「長官」）は、ドローンシステムの実用化、事業化等を促進するため、大統領令で定めるところにより様々なドローン関連規制の免除等が受けられる「ドローン特別自由化区域」を指定し運営することができる（商用化後の規制の特例）。

また、長官は、大統領令で定めるところにより、ドローンシステムの実証実験等を行うための「ドローン試験事業区域」を指定し運営することができる（商用化前の規制の特例）。

（7）優秀事業者の指定等（第 16 条）

長官は、ドローン使用事業者の中から、ドローン産業の発展及びサービス・安全水準向上に寄与したものを優秀事業者に指定することができる。長官は優秀事業者に、優秀事業者に指定されたことを示す標識を提供し、行政手続の簡素化等の支援を行うことができる。

（8）ドローン交通管理システムの構築及び運営（第 17 条）

長官は、安全かつ効率的にドローンを運行するため、大統領令で定めるところにより公共機関、株式会社等を専任の事業者指定し、ドローン交通管理システムの構築及び運営を行うことができる。この場合において、長官は、ドローン飛行路を指定し、運営することができる。

（9）専門人材の養成（第 18 条）

政府は、研究所、大学等をドローン産業に関する専門人材の養成機関に指定し、教育訓練を実施させたり、必要な予算の支援を行うことができる。

（10）海外進出及び国際協力（第 19 条）

政府は、ドローン産業に係る国際協力及び海外市場への進出を推進するため、国際交流、国際展示会への参加、国際標準化、国際共同研究開発等の事業を支援することができる。